

平成23年度 第8回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成23年11月18日（金） 午前9時30分から午前11時45分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（17人）

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	木脇ナツミ
委員	5番	伊東里美
委員	6番	町田雄治
委員	7番	池上鉄仁
委員	8番	池沢清良
委員	9番	市来順哲
委員	10番	先山富雄
委員	11番	本江武
委員	12番	先間政美
委員	13番	宮當しず江
委員	14番	城村富忠
委員	15番	池スミ子
会長代行	16番	盛山明雄
委員	17番	三原利昭
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員（0人）

委員 番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第30号 非農地証明願いの承認について

報告第13号 農地法第3条の3第1第の規定による届け出について

報告第14号 農地法第18条第6第の規定による通知について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東 正雄

事務局係長 元栄恵美子

事務局臨職 田畑真理枝

付 議 事 項

9:30 ~
10:50

【現地調査1】

農用地利用集積計画（農地保有合理化事業）について

譲渡人： 和泊町国頭 ○○氏

譲受人： 鹿児島市 地域振興公社

申請地： 竿津字宇田美川○○-○番 4,671㎡

： 竿津字與比増 ○○-○番 4,317㎡

【現地調査2】

非農地証明願いについて

申請人： 知名町上城 ○○氏

申請地： 上城字腐河114番2

申請面積： 97㎡

地 目： 畑 → 雑種地

【現地調査3】

農用地利用集積計画（農地保有合理化事業）について

譲渡人： 知名町田皆 ○○氏

譲受人： 鹿児島市 地域振興公社

申請地： 田皆字真加屋○○-○番 5,182㎡

： 正名字大平 ○○-○番 3,388㎡

【現地調査4】

農用地利用集積計画（農地保有合理化事業）について

譲渡人： 和泊町根折 ○○氏

譲受人： 鹿児島市 地域振興公社

申請地： 田皆字兼久 ○○-○番 4,792㎡

田皆字平増 ○○-○番 1,602㎡

11：00 局長	<p>ただ今から平成23年度第8回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席委員は17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しています。</p> <p>はじめに、平井会長より会務報告をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、前回総会から今日までの会務報告を行います。</p> <p>10／31 町政施行65周年事業・第13回産業まつり実行委員会について</p> <p>11／6 生涯学習フェスティバルについて</p> <p>11／9～10 奄美地区農業委員会連絡協議会先進地研修会</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。</p> <p>それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。「異議なしの声あり」それでは、11番本江武委員、12番先間政美委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の元栄氏と田畑氏とを指名いたします。以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>日程第2、議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第28号は、売買1件・贈与1件の2件の4,234㎡で所有権移転であります。【議案第28号について朗読】</p> <p>農地法3条の許可要件として、取得後の農地又は採草放牧地において農業に常時従事すること。農業委員会が定める下限面積も超えていること。農地取得後のすべての農地を効率的に利用すること、また、周辺農地の集団化に支障をきたさないなどが要件です。申請人の農業経営についても、農機具・労働力・技術・通作距離などをみても問題がなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

1 2 番	1 番、については、譲受人と譲渡人は、叔父と甥子です。譲受人は、バレイショ専作農家子です。農機具関係は全て揃っています。ご審議をよろしくお願いします。
事務局	2 番、については、農業生産法人と言うことで農地の取得のできる農業法人です。農機具関係は、プラウ・トラクター・堀取機・トラックなどを保有しながらユリ球根・さとうきび・バレイショ等を栽培しています。構成員は本人と奥さんと両親に常時雇用者を雇っています。以上です。
議長	ありがとうございました。ただ今、事務局並び地区担当委員から説明がありました。質疑並びにご意見はありませんか。
	(意義なしの声あり)
議長	それでは採決を致します。議案第 2 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
	(挙手全員)
議長	全員賛成ですので、議案第 2 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに決定致しました。次に、議案第 2 9 号知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。
事務局	今月の利用権設定は賃貸借 4 件・使用貸借 1 件・所有権の移転 8 件の合計 1 3 件で 7 4, 0 9 9 m ² です。【議案第 2 9 号 1 番・2 番についての朗読】 本件の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしております
議長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番	1 番、については、貸し人は、借り人の奥さんの親です。借り人は切り花を栽培しています。経営移譲と言うことで農業機械類も両親から譲り受けています。また、経営面積が0になっていますが、元々は契約が切れているためで5,298㎡の土地については、以前から耕作をしていた土地です。ご審議をよろしくお願いします。
8 番	2 番、については、貸し人と借り人は親戚です。借り人は認定農業者で葉たばこ・さとうきび・グラジオラスを栽培しています。農機具関係はすべて揃っています。ご審議をお願い致します。
議長	ありがとうございました。ただ今、事務局並び地区担当委員から説明がありました。質疑並びにご意見はありませんか。
	(意義なしの声あり)
議長	それでは採決を致します。議案第29号1番・2番について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
	(挙手全員)
議長	全員賛成ですので、議案第29号1番・2番については、原案どおり許可することに決定致しました。議案第29号3番・4番については、池沢委員が借受人にあたります。農業委員会法24条の規定に基づき議事参与の制限にあたります。議事進行から終了まで退席をお願いします。終了後入室、着席をお願いします。 (池沢委員退席)
事務局	【議案第29号3番・4番について朗読】
議長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
9 番	3 番・4 番については、貸し人は兄弟です。借り人は認定農業者で切花・さとうきびを栽培しています。農機具関係はすべて揃っています。ご審議をお願い致します。

議長	ありがとうございました。ただ今事務局並び地区担当委員から説明がありました。質疑並びにご意見はありませんか。
	(意義なしの声あり)
議長	<p>全員賛成ですので、議案第29号3番・4番については、原案どおり許可することに決定致しました。(池沢委員の入室を許可します。)次に、議案29号5番について、三原委員が借受人にあたります。農業委員会法24条の規定に基づき議事参与の制限にあたります。議事進行から終了まで退席をお願いします。終了後入室、着席をお願いします。</p> <p>(三原委員退席)</p>
議長	議案第29号5番を議題とします。事務局の朗読と、地区担当委員の説明をお願いします。
16番	5番、ついでには、借り人は、認定農業者で農業委員をしながら息子夫婦と4名で農業に従事しています。農業経営は生産牛60頭とさとうきびを栽培しています。農機具関係はすべて揃っています。ご審議をお願い致します。
議長	ありがとうございました。ただ今事務局並び地区担当委員から説明がありました。質疑並びにご意見はありませんか。
	(意義なしの声あり)
議長	<p>全員賛成ですので、議案第29号5番については、原案どおり許可することに決定致しました。(三原委員の入室を許可します。)次に所有権の移転について、を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>

事務局	<p>【所有権の移転についての朗読】</p> <p>今月の所有権移転は8件です。移転時期は平成23年12月15日です。移転を受けるのは鹿児島市の地域振興公社と田皆の〇〇氏外3名です。</p> <p>申請地 田皆字兼久〇〇-〇外1筆 5,510㎡ 田皆字兼久〇〇-〇 3,639㎡ 上平川字後当〇〇-〇 775㎡ 上平川字神地寄〇〇-〇外5筆 3,836㎡ 田皆字兼久〇〇-〇 4,792㎡ 田皆字平増〇〇-〇 1,602㎡ 竿津字宇田美川〇〇-〇外1筆 8,988㎡ 田皆字真加屋〇〇-〇外1筆 8,570㎡</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただ今、所有権の移転について、事務局から説明がありました。質疑並びにご意見はありませんか。</p>
16番	<p>所有権の移転の5番以降の買受予定者名を教えてください。</p>
事務局	<p>5番 田皆 〇〇氏 6番 田皆 〇〇氏 7番 屋者 (有)〇〇農産 8番 田皆 〇〇氏 以上です。</p>
議長	<p>他にございませんか。無いようですので、所有権の移転については原案どおり決定しました。次に議案第30号 非農地証明願いの承認について、を議題とします。事務局より議案の朗読地と説明をお願いします。</p>

事務局	<p>【議案第30号 非農地証明願いの審議について、朗読説明】</p> <p>先程、現場を見ていただきましたとおり、産業廃棄物処理場への進入道路です。申請地は現道の真中にあります。以前は反対側方向から進入していましたが、道路幅員が狭いため20数年前に改良された道路です。変更後の地目は雑種地です。</p> <p>申請地：下城字腐河114番2 A=97㎡</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました。質疑並びにご意見はありませんか。</p>
16番	<p>雑種地と言うことですが、現況は道路ですね。公衆道路から雑種地に変更と言うことですね。あれは私道ですね。</p>
事務局	<p>はい。私道です。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。それでは採決を致します。議案第30条 非農地証明願いの承認について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第30号 非農地証明願いの承認については、原案どおり承認することに決定致しました。次に報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第13号について、朗読説明】</p> <p>今月の相続登記の申し出は3件です。</p> <p>大津勘字現手名〇〇番〇外2筆 徳時(〇〇氏) 幹旋なし 上城字白間当〇〇番外2筆 上城(〇〇氏) 幹旋なし 下城字先間〇〇番〇 大阪府(〇〇氏) 幹旋なし</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局から合意解約について説明がありました。質疑並びにご意見はありませんか。</p>

16番	被相続者と相続者との関係は。
事務局	9月総会の時効取得の分です。
議長	他にございませんか。無いようですので、報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出書は終わります。次に報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より議案の朗読地と説明をお願いします。
事務局	【報告第14号について、朗読説明】 今月の合意解約は3件です。 黒貫字長蘇〇〇番外2筆 合意解約日 H23.10.18 徳時字志皿木俣〇〇番外6筆合意解約日 H23.10.18 知名字屋万当〇〇番外2筆 合意解約日 H23.10.28
議長	ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました。質疑並びにご意見はありませんか。
	(異議なし)
議長	無いようですので、その他で何かありませんか。無いようでしたら事務局よりお願いします。
事務局	次回総会・平成23年12月9日 午後3時より 農地利用状況調査について 忘年会・新年会について 町政65周年事業・祝賀会の参加申し込みについて
議長 11:45	以上で、平成23年度 第8回知名町農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。ご苦労様でした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成23年11月18日

議長 平井 久元

署名委員 本江 武

署名委員 先間 政美